

○嘉手納町各種運動競技・文化芸術活動における県外等派遣に関する補助金交付規則

平成30年9月4日

教委規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、町民が各種運動競技及び文化芸術活動で県外（国内に限る。）又は県内離島（以下「県外等」という。）に派遣される場合の補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(令6教委規則4・一部改正)

(派遣の基準)

第2条 派遣の基準は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 沖縄県スポーツ少年団又は公益財団法人沖縄県体育協会の加盟団体が主催又は主管する大会において、優勝若しくは準優勝の成績を収め選抜されたとき、又は選考基準等により、沖縄県又は地区を代表して県外等への派遣（地区代表においては、県大会を除く。以下同じ。）決定がなされたとき。
- (2) 文化芸術活動は、県予選等で最優秀賞若しくは優秀賞相当の成績を収め選抜されたとき、又は大会主催団体の推薦を受け沖縄県若しくは地区を代表して県外等への派遣決定がなされたとき。
- (3) 前2号に準ずると町長が認めたとき。

(令6教委規則4・一部改正)

(補助の対象及び交付回数)

第3条 補助の対象者は、町内に住所を有し、前条の規定に該当する者とする。

- 2 補助の対象となる人数は、当該大会要項に定められた登録人数（監督及びコーチを含む。）とする。ただし、監督及びコーチは町内団体に所属する者に限る。
- 3 補助の対象期間は、次の各号のいずれかによるものとする。
 - (1) 当該大会の開会式当日から競技終了の日までの期間とする。ただし、当該大会の日程により前泊又は後泊が必要とされる場合は、この限りでない。
 - (2) その他町長が認める期間
- 4 補助金の交付回数は、個人につき当該年度1回を限度とする。ただし、補助金を交付

された大会において優秀な成績を収め、主催団体から上位大会への出場権が付与された場合は、この限りでない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において別表により算出した額又は大会の派遣に係る自己負担額（主催団体から派遣費の補助金等がある場合は、算出した額からその額を控除した額。以下同じ。）のいずれか低い額とする。

2 補助の対象者が小学生及び中学生（以下「小中学生」という。）の場合、自己負担額が2万円以上かつ別表により算出した額が2万円未満のときは、2万円とする。ただし、自己負担額が2万円未満のときは、その額を補助額とする。

3 前条第2項に規定する監督及びコーチの補助金の額は、当該補助の対象者に準じて算出するものとする。

(令2教委規則2・一部改正)

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、嘉手納町各種運動競技・文化芸術活動における県外等派遣に関する補助金交付申請書（様式第1号）により大会派遣前までに次に掲げる関係書類を添えて、町長に申請しなければならない。ただし、第11条第1項に規定する概算払を希望する場合の申請は、同条第2項の規定によるものとする。

- (1) 大会要項
- (2) 選手名簿
- (3) 代表権の写し
- (4) 経費が分かる書類
- (5) 町内に住所を有していることが分かる書類
- (6) その他町長が必要と認めるもの

2 前項に規定する補助金の交付申請は、同一団体において申請を行う場合は、代表者をもって申請することができる。

(令2教委規則2・令6教委規則4・一部改正)

(補助金交付の決定)

第6条 町長は、前条に規定する申請を受けたときは、これを審査して補助金の交付の可

否を決定し、嘉手納町各種運動競技・文化芸術活動における県外等派遣に関する補助金交付（決定・却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

（令6教委規則4・一部改正）

（実績報告書の提出）

第7条 前条に規定する補助金交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該大会終了後、30日以内に嘉手納町各種運動競技・文化芸術活動における県外等派遣に関する補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1） 競技結果等が分かる書類の写し
- （2） 補助の対象となる経費に係る領収書の写し
- （3） その他町長が必要と認めるもの

（令2教委規則2・令6教委規則4・一部改正）

（補助金の確定）

第8条 町長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、当該実績報告に係る書類等の審査を行い、交付すべき補助金の額を確定し、嘉手納町各種運動競技・文化芸術活動における県外等派遣に関する補助金額確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（令2教委規則2・旧第10条繰上・一部改正、令6教委規則4・一部改正）

（補助金の請求）

第9条 前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた者（第11条第3項に規定する概算払請求書を既に提出した者を除く。）は、速やかに嘉手納町各種運動競技・文化芸術活動における県外等派遣に関する補助金請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（令2教委規則2・追加、令6教委規則4・一部改正）

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条又は次条第3項に規定する請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

（令2教委規則2・追加）

（補助金の概算払）

第11条 町長は、補助事業の円滑な遂行を図るため必要と認めるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第162条の規定により、概算払により補助金を交付することができる。

2 前項に規定する概算払を希望する申請者は、第5条に規定する補助金の交付申請を、大会派遣21日前までに同条各号に掲げる関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

3 第1項に規定する概算払を希望する交付決定者は、大会派遣14日前までに、嘉手納町各種運動競技・文化芸術活動における県外等派遣に関する補助金概算払請求書（様式第6号）を、町長に提出しなければならない。

（令2教委規則2・追加、令6教委規則4・一部改正）

（交付決定の取消し等）

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この規則の規定に違反したとき。
- (2) 補助金を目的以外の用途に使用したとき。
- (3) その他不正な行為をしたとき。

（令2教委規則2・旧第11条線下）

（補助金の返還）

第13条 町長は、次の各号のいずれかに該当した場合は、期限を決めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているとき。
- (2) 補助金の交付額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。
- (3) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金が交付されたとき。

2 町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、返還の期限を延長し、又は返還の命令の全部若しくは一部を取り消すことができる。

（令2教委規則2・旧第12条線下）

（委任）

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

(令2教委規則2・旧第13条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年教委規則第2号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年教委規則第5号)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年教委規則第4号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

(令2教委規則2・一部改正)

区分		補助対象経費		
補助の対象者	派遣場所	航空賃又は船賃	宿泊費 (夕食及び朝食含む)	昼食代
小中学生	県外	利用可能で最も有利な割引料金により算出した	大会要項等による。ただし、1人1泊につき7,000円を限度額とする。	大会要項等による。ただし、1人1日800円を限度額とする。
	県内離島	額の50%とする。		大会要項等による。ただし、1人1日500円を限度額とする。
小中学生以外	県外	1人20,000円を限度額とする。		
	県内離島			